

大浦小学校 いじめ等防止基本方針

〈いじめの定義〉

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

〈いじめの類似行為〉

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

1 いじめ等の問題についての基本的な考え方

*いじめ等とは「いじめ類似行為」を含む

いじめ等は、全ての児童に関係する問題である。いじめ等の防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめ等が行われなくなるようにすることを旨とする。

また、全ての児童がいじめ等を行わず、いじめ等を認識しながら放置することがないように、いじめ等の防止等の対策は、いじめ等がいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする。

加えて、いじめ等の防止の対策はいじめ等を受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校は国、地方公共団体、地域住民、家庭その他の関係者との連携の下、いじめ等の背景にも目を向け、いじめ等の問題を克服することを目指して行う。

2 いじめ等の防止のための手立て

（１）いじめ等防止学習プログラムに基づく年間予定 ※ 小小交流はその年度により時期が異なる。

月	児童生徒の活動予定
4月	一年生を迎える会 地域子ども会 大いちょうグループ顔合わせ 大いちょうグループ熊堂山登山
5月	大浦大運動会（大いちょうグループ種目・中学生招待）QU 検査
6月	いじめアンケート・教育相談 いじめ見逃しゼロ強調月間 5年しただの郷学園自然体験学習 6年しただの郷学園修学旅行
7月	QU 検査に基づく教育相談・検査結果配付 1学期生活振り返りアンケート 地域子ども会
8月	地域子ども会の地域行事 下田中学校部活動体験
9月	大いちょうグループ熊堂山登山
10月	大いちょうフェスティバル（大いちょうグループ出店）
11月	いじめ見逃しゼロ強調月間 QU 検査 いじめアンケート・教育相談 いじめ見逃しゼロスクール集会 深めよう絆スクール集会
12月	QU 検査に基づく教育相談・検査結果配付 6年 保育園児との交流会 2学期生活振り返りアンケート 地域子ども会
1月	冬休み明け教育相談 ホワイトフェスティバル 下田中学校入学説明会
2月	大いちょうグループによるありがとう六年生週間 六年生を送る会
3月	3学期生活振り返りアンケート 卒業式 地域子ども会

※小小連携活動は、年間をととして複数回実施

※各小小連携の最後は、総合や交流活動の発表会とし、保護者、関係者と共に交流を深める。

（２）小中一貫教育に基づく社会性育成のための取組

いじめ等はどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象にいじめ等に向かわせないための未然防止のための教育活動に取り組む。

また、未然防止の基本は、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめ等を助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

- | | |
|------------|---|
| ・社会性の育成 | … 小中一貫教育に基づく小小連携活動，しただの郷学園自然体験学習，しただの郷学園修学旅行，大いちょうグループ活動，地域行事
(いじめ見逃しゼロスクール集会) (深めよう絆スクール集会) |
| ・自治能力の育成 | … 児童会・委員会活動，児童朝会，一年生を迎える会，六年生を送る会，地域行事での自主的計画運営活動 |
| ・学 級 づ く り | … 特別活動，行事を通してのグループ活動の充実
Q-Uにかかる取組による計画的実践 |
| ・授 業 づ く り | … 関わり合いのある授業，授業のユニバーサルデザイン化，授業規律の明確化 |
| ・道 徳 教 育 | … 体験的活動による豊かな感性の醸成，自己有用感と命を大切にする心の育成 |

３ いじめ等の防止の早期発見のための手立て

いじめ等は大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけあいを装って行われたりするなど，大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し，ささいな兆候であっても，いじめ等ではないかとの疑いを持って，早い段階からの的確に関わりを持ち，いじめ等を隠したり軽視したりすることなく，いじめ等を積極的に認知することが必要である。このため，日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め，児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて，学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により，児童がいじめ等を訴えやすい体制を整え，いじめ等の実態把握に取り組む

発達障害、海外帰国、性同一性障害、東日本大震災被災の児童及び、新型コロナウイルス感染症の患者や農耕接触者、医療従事者をはじめとした対策に携わっている方を家族に持つなど感染症に関わる児童を含め，特に配慮が必要な児童は日常的に特性を踏まえた適切な支援を行う。

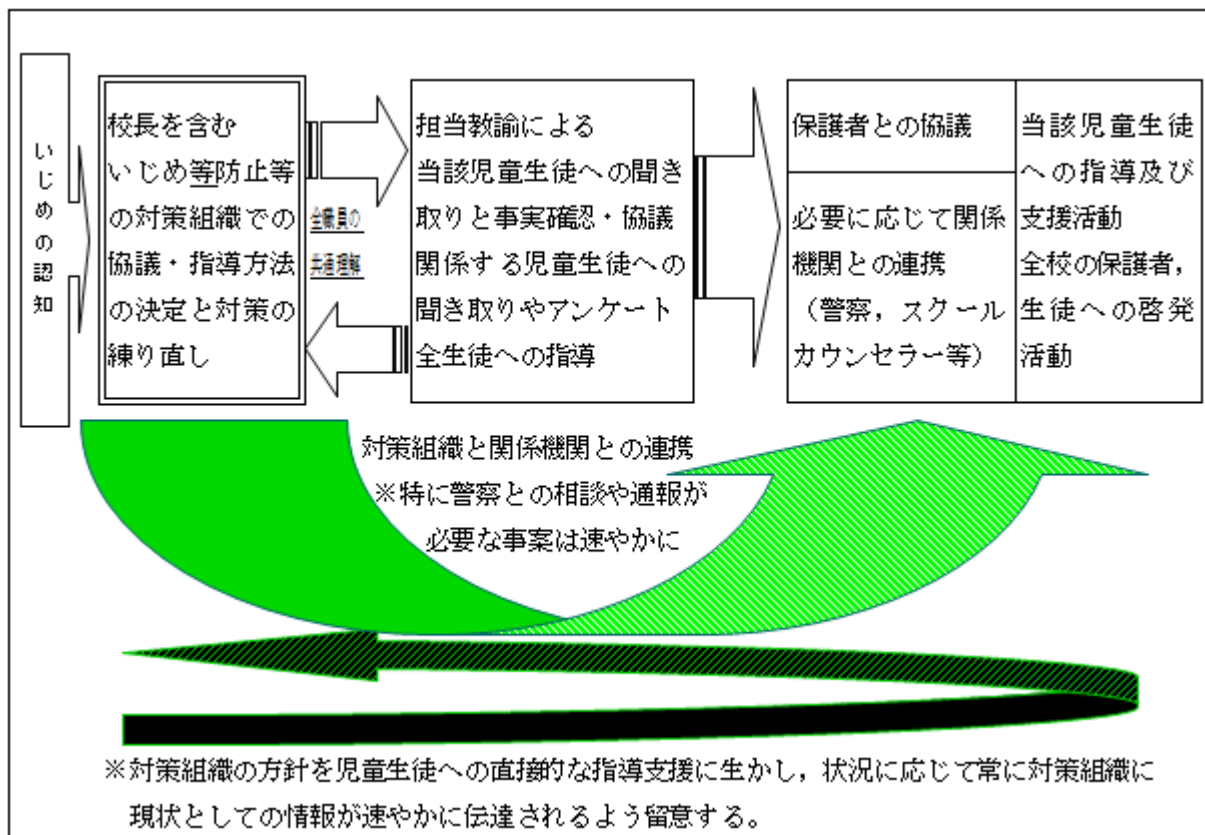
- | | |
|--------------|---|
| ・いじめ等実態調査 | … 学期生活振り返りアンケート，定期いじめ等調査アンケートの実施 |
| ・教 育 相 談 | … 定期教育相談会の実施，チャンス相談・声かけ運動の実施 |
| ・Q — U | … 学級満足度，学校生活意欲度，進路意識度，ソーシャルスキルの診断 |
| ・カウンセリング | … スクールカウンセラー，派遣カウンセラー，SSWの活用
リレーカウンセリングの実施 |
| ・児 童 会 の 活 動 | … 児童会の自主的活動における意見集約 |

４ いじめ等に対する措置

いじめ等の発見・通報を受けた場合には，特定の教職員で抱え込まず，速やかに組織的に対応し，いじめられた児童等を守り通すとともに，いじめた児童等に対してはその人格の成長を旨として，教育的配慮の下，毅然とした態度で指導する。これらの対応について，可及的速やかに，教職員全員の共通理

解を基に、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。その際、情報を適切に記録すること。

緊急事態は速やかに関係機関への通報を行うことを原則とする。



5 いじめ等の防止等のための組織について

(1) 名 称 この組織を「大浦小学校いじめ等防止推進会議」とする。

(2) 構成員 校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭（校内いじめ等不登校対策委員）

警察のスクールサポーター、スクールカウンセラー を構成員とする。

※必要に応じて、PTA三役、共和会会長・副会長を特別構成員とする。

※スクールサポーターとスクールカウンセラーは市教委が直接依頼する。

(3) 組織の具体的な役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・いじめ等の相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめ等の疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめ等の疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめ等の情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

6 重大事態にかかる対応について

(1) 重大事態の意味

- ①「いじめ等により」当該学校に在籍する児童の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるとき。

②いじめ等により当該学校に在籍する児童が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされているとき。

※「いじめ等により」とは、前述に掲げた児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめ等にあることを意味する。また、「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめ等を受けた児童の状況に着目して判断する。

＜ 状況の例 ＞

- | | |
|-------------------|------------------|
| ・ 児童が自殺を企図した場合 | ・ 身体に重大な傷害を負った場合 |
| ・ 金品等に重大な被害を被った場合 | ・ 精神性の疾患を発症した場合 |

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、重大事態として捉える。

③その他の場合、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめ等の結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応する。

（２）重大事態の調査

重大事態が発生した場合は、学校は直ちに教育委員会に報告するとともに、迅速に初期対応に当たる。調査に当たっては、以下の事項に留意しながら、教育委員会の調査組織が学校と連携作業によって調査を行う。

- ①要因となったいじめ等の行為が、いつ、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめ等を生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校、教職員がどのように対応したか。
- ②児童や教職員に対しての質問紙調査や聴き取り調査は、いじめ等を受けた児童や情報を提供した児童を守ることを優先する。
- ③質問紙調査から得られた結果は、いじめ等を受けた児童の保護者に提供する場合があることを調査対象となる在校生や保護者に説明する。
- ④いじめ等を受けた児童からの聴き取りが可能な場合は、児童の心情に十分配慮しながら、ていねいに聴き取りを行うとともに、心のケアを徹底する。
- ⑤いじめ等を受けた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望、意見を十分に聴取し、迅速に調査について協議し、適切な方法で調査を行う。
- ⑥いじめ等に関わる行為が止んでいる。（少なくとも３ヶ月）

７ その他の学校の取組

- （１）いじめ等の防止等に関わる職員研修を定期的に行う。
- （２）学校運営協議会、PTA、共和会、育成会と連携していじめ等防止等のための取組を強化する。
- （３）PTA総会での説明やHPへの掲載を通じ、保護者の責務について周知・依頼する。
- （４）常に警察等の関係機関と連携し、いじめ等防止等に係る取組を強化する。
- （５）いじめ防止等にかかる上記の取組について「いじめ等防止推進会議」において、PDCAサイクルにより取組の評価と改善を毎年行う。

H26.4.1 策定

R02.4.1 改定

R03.4.1 改定

R04.4.1 改定

